

## 第6 生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務

### I 生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収

居住者に対し、国内において次の1から15までに掲げる保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金の支払をする者は、その年金を支払う際に、次により計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その年金を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法207～209、220、所令326、所規80、国税通則法34①）。

(支払う年金の額ーその年金の額に対応する保険料又は掛金の額) × 10.21%

ただし、年金の年額からそれに対応する保険料又は掛金の額を控除した残額が25万円未満の場合には、源泉徴収をする必要はありません（所法209、所令326⑤）。

- 1 生命保険会社と締結した保険契約
- 2 外国生命保険会社等と国内で締結した保険契約
- 3 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約
- 4 共済事業を行う事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会と締結した生命共済契約
- 5 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した生命共済契約
- 6 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した生命共済契約
- 7 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う一定の法人と締結した生命共済契約
- 8 全国理容生活衛生同業組合連合会と締結した年金共済契約
- 9 共済事業を行う事業協同組合等と締結した身体の傷害等に関する共済契約
- 10 生命保険会社又は損害保険会社と締結した身体の傷害又は疾病に関する保険契約
- 11 外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等と国内で締結した身体の傷害又は疾病に関する保険契約
- 12 損害保険会社と締結した保険契約
- 13 外国損害保険会社等と国内で締結した保険契約
- 14 共済事業を行う農業協同組合の締結した身体の傷害等に関する共済契約  
その他これに類する共済に関する契約

## 15 共済事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済契約又は火災共済契約その他これに類する共済に関する契約

(注) 1 確定給付企業年金法の規定による承認の取消しを受けた規約型企業年金に係る規約に基づきその取消しを受けた時以後に支払われる年金等についても、上記と同様に源泉徴収を行うこととなります。

2 平成8年3月31日以前に独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した旧第2種共済契約に基づく年金も同様に取り扱います。

なお、生命保険契約等に基づく年金の受給者に対し、将来の年金給付の総額に代えて支払われる一時金は、一時所得とされますので、源泉徴収をする必要はありません（所基通35-3）。

また、生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金のうち、次に掲げる契約で、その契約に基づく保険金等の支払事由が生じた日以後において、その保険金等を年金として支給することとされた契約以外のものに基づく年金については、源泉徴収をする必要はありません（所法209、所令326⑥）。

- 1 年金受取人と保険契約者が異なる契約（3の団体保険に係る契約を除きます。）
- 2 年金受取人と保険契約者が同一である契約のうち、その契約に基づく保険金等の支払事由が生じたことによりその保険契約者の変更が行われたもの
- 3 団体保険に係る契約であって、被保険者と年金受取人が異なるもの  
※ 団体保険とは、団体の代表者を保険契約者とし、その団体に所属する人を被保険者とすることとなっている保険をいいます。

## II 懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収

居住者又は内国法人に対し、国内において懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払等をする者は、その支払等の際、15.315%<sup>(注)</sup>の税率によって計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その懸賞金等を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の9、国税通則法34①）。

なお、居住者が支払を受けるものについては、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されます（措法41の9①、措令26の9）。

懸賞金付預貯金等の懸賞金等とは、国内において預貯金等（預貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益権又は定期積金等）に係る契約に基づき預入等（預入、信託、購入又は払込み）がされた預貯金等を対象としてくじ引その他の方法により、支払等を受ける金品その他の経済上の利益（懸賞金等）をいいます。

(注) 所得税及び復興特別所得税15.315%のほかに個人住民税5%の特別徴収が必要です。

### III 定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収

居住者又は内国法人に対し、国内において次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益の支払をする者は、その支払の際、15.315%<sup>(注)</sup>の税率によって計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その給付補填金等を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法174三～八、175一、209の2、209の3、212③、213②、220、所令298②～⑦、所規80、国税通則法34①）。

なお、居住者が支払を受ける次のものについては、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されます（措法41の10①）。

- 1 定期積金の給付補填金
- 2 銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金
- 3 抵当証券の利息
- 4 貴金属（これに類する物品を含みます。）の売戻し条件付売買の利益
- 5 外国通貨で表示された預貯金で、その元本と利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨又は他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益（いわゆる外貨投資口座の為替差益など）
- 6 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益）

（注） 所得税及び復興特別所得税15.315%のほかに個人住民税5%の特別徴収が必要です。

### IV 匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収

居住者又は内国法人に対し、国内において次に掲げる契約に基づく利益の分配の支払をする者は、その支払の際その利益の分配につき20.42%の税率によって計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その支払をした月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「利子等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法174九、210、211、212③、213②、所令288、298⑧、327、国税通則法34①）。

- 1 匿名組合契約
- 2 当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約

### V 割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）

割引債を発行する者は、割引債の発行の際にその割引債を取得する個人又は法人から次により計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、

発行した月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「償還差益の所得税徵収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の12③）、措令26の9の2、26の10①、措規19の4①、国税通則法34①）。

(券面金額－発行価額) (注1) × 18.378% (注2)

(注) 1 外国法人により国外において発行された割引債に係るものについては、その償還差益のうちその外国法人が国内において行う事業に帰せられる部分の金額となります。

2 東京湾横断道路株式会社及び民間都市開発推進機構の発行する割引債の償還差益に対する税率は、16.336%とされています（措法41の12①②）。

3 ここにいう割引債とは、割引の方法により発行される公社債（国債、地方債、内国法人の発行する社債及び外国法人が発行する一定の債券に限ります。）で、次に掲げるもの以外のものをいいます（措法41の12⑦、措令26の15①～③）。

(1) 外貨公債の発行に関する法律第1条第1項に規定する外貨債

(2) 特別の法令により設立された法人がこれらの法令の規定により発行する債券のうち、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人都市再生機構の発行する債券

(3) 平成28年1月1日以後に発行された公社債（長期信用銀行債等及び農林債を除きます。）

この場合、割引債の取得者が個人であるときは、居住者であるか非居住者であるかを問わず、他の所得と分離して課税することとされ、この源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を負担することにより割引債の償還差益に対する課税関係は完結することとされています。また、割引債の取得者が法人であるときは、内国法人であるか外国法人であるかを問わず、課税法人であるか、非課税法人であるかの別なく、さらに人格のない社団等であっても、全て源泉徴収の規定が適用されます。

なお、非課税法人等（所得税法別表第一に掲げる法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者をいいます。）については、所得税を課さないこととされていますので、非課税法人等が割引債の償還を受ける場合には、一定の手続により、発行の際に源泉徴収された所得税及び復興特別所得税のうちその非課税法人等が割引債を所有していた期間に対応する部分の金額が還付されます（措法41の12⑥、措令26の13、復興財確法28⑤）。

## VI 割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例（償還時源泉徴収）

### (1) 割引債の償還金の支払者による源泉徴収

平成28年1月1日以後に個人又は一定の内国法人(注1)若しくは外国法人に対して、国内において割引債の償還金の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に15.315%(注2)の税率を乗じて計算した所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません（ただし、

次の(2)により特定割引債取扱者が源泉徴収をする場合は、その支払をする者による源泉徴収は不要です。) (措法41の12の2②)。

(注) 1 一定の内国法人とは、一般社団（財團）法人（公益社団（財團）法人を除きます。）、人格のない社団等及び法人税法以外の法律によって法人税法の公益法人等とみなされている一定の法人をいいます（措法41の12の2①）。

2 所得税及び復興特別所得税15.315%のほかに個人住民税5%の特別徴収が必要です。

## (2) 特定割引債取扱者による源泉徴収

平成28年1月1日以後に個人又は一定の内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる特定割引債<sup>(注1)</sup>の償還金の国内における支払の取扱者（口座管理機関に限ります。以下「特定割引債取扱者」といいます。）は、その特定割引債の償還金の交付をする際、その交付をする償還金に係る差益金額に15.315%<sup>(注2)</sup>の税率を乗じて計算した所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません（措法41の12の2③、措令26の17③、措規19の5①）。

(注) 1 特定割引債とは、割引債のうち上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の対象となる上場株式等に該当するものをいいます。

2 所得税及び復興特別所得税15.315%のほかに個人住民税5%の特別徴収が必要です。

## (3) 国外割引債取扱者による源泉徴収

平成28年1月1日以後に居住者又は一定の内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金<sup>(注1)</sup>の国内における支払の取扱者（以下「国外割引債取扱者」といいます。）は、その国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に15.315%<sup>(注2)</sup>の税率によって計算した所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません（措法41の12の2④、措令26の17②）。

(注) 1 国外割引債の償還金とは、国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限ります。）をいいます（措法41の12の2①二）。

2 所得税及び復興特別所得税15.315%のほかに個人住民税5%の特別徴収が必要です。

## (4) 対象となる割引債の範囲

この特例の対象となる割引債は、租税特別措置法第37条の10第2項第7号に掲げる公社債（平成28年1月1日以後に発行される一定の公社債など）のうち、次に掲げるものをいいます（償還の時に特定口座において管理されているもの及び外貨債を除きます。）（措法41の12の2⑥一、措規19の5②③）。

イ 割引の方法により発行されるもの

ロ 分離元本公社債

ハ 分離利子公社債

ニ 利子が支払われる公社債で、その発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるもの

## (5) 差益金額の意義

源泉徴収の対象となる差益金額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額をいいます（措法41の12の2⑥三、措令26の17⑥）。

イ 割引債（分離利子公社債を除きます。）のうち発行の日から償還の日までの期間が1年以下であるもの（ハに掲げるものを除きます。）……

割引債の償還金の額<sup>(注1)</sup>に0.2%を乗じて計算した金額

ロ 割引債（分離利子公社債を除きます。）のうち発行の日から償還の日までの期間が1年を超えるもの及び分離利子公社債（ハに掲げるものを除きます。）……割引債の償還金の額<sup>(注1)</sup>に25%を乗じて計算した金額

ハ 割引債管理契約<sup>(注2)</sup>に基づき、その割引債の取得に要した金額が管理されているもの……割引債の償還金の額がその割引債管理契約に基づき管理されているその割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

（注）1 外国法人により発行された割引債の償還金の支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、租税特別措置法施行令第26条の17第5項に定める金額をいいます。

2 割引債管理契約とは、一定の内国法人がその償還金に係る特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者と締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約をいいます。

## (6) 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

割引債の償還金の支払者、特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者は、上記によって源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を、その支払った月又は交付をした月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措法41の12の2②～④、措令26の17⑨、措規19の5⑥⑦、国税通則法34①）。